

県税を納めることができる場所

県税を納めることができる場所は、次の金融機関等です。納税通知書や督促状、催告状などをお持ちのうえ、納めてください。（うち、*印つき金融機関等の取扱い店舗に限り、口座振替が可能）

区分	名称	取扱い店舗	
指定金融機関	北國銀行*	本店・国内にある支店	
指定代理金融機関	東日本信用漁業協同組合連合会*	石川支店	
収納代理金融機関	銀行	福井*	本店・国内にある支店
		北陸*、富山第一*、福邦*、みずほ*、三井住友*、三菱UFJ	県内にある支店
		ゆうちょ*	県内にある支店、県内にある郵便局(代理店)
	信用金庫等	金沢*、興能*、のと共栄*、はくさん*、石動*	県内にある本店・支店
		北陸労働金庫*	県内にある本店・支店
	信用組合	金沢中央*、横浜幸銀*、イオ*	県内にある本店・支店
	信用農業協同組合連合会	石川県信用農業協同組合連合会*	本所
農業協同組合	各農業協同組合*	県内にある本店・支店	
県総合(県税)事務所	小松県税事務所、金沢県税事務所、中能登総合事務所、奥能登総合事務所		
コンビニエンスストア (コンビニパーコードが印字された納付書)	くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100、MMK設置店(50音順)		
地方税統一QRコード 対応金融機関	eL-QR(地方税共通QRコード)が印字された納税通知書や督促状、催告状などについては、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付できます。詳しくは地方税共同機構HPをご覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/ginkou/)		

※次に該当するものは、コンビニエンスストアでは取扱いできません。

- ・バーコードの印字がないもの
- ・取扱期限を過ぎたもの
- ・印字された金額が訂正されているもの
- ・1件当たりの納付額が30万円を超えるもの

地方税共同機構HP「銀行」



キャッシュレス納付

eL-QR(地方税共通QRコード)が印字された納税通知書や督促状、催告状などでは、eL-QRをスマートフォン等で読み取ることで、いつでも、自宅にいながら、キャッシュレス納付ができます。

スマートフォン決済アプリ	PayPay、auPAY、楽天ペイ、ファミペイ、d払い、PayB、モバイルレジ、F-REGI公金支払い、さるぼぼコイン、atone、楽天銀行アプリ、Wallet+、京銀アプリ、北陸銀行ポータルアプリ、Yoka!Pay(熊本銀行/十八親和銀行/福岡銀行)、どうぎんアプリ、はまPay、BankPay、まにこいん、J-CoinPay、西日本シティ銀行アプリ、AGENTアプリ、りそなグループアプリ、JRE BANK(令和6年5月末日現在。詳しくは地方税お支払サイトをご覧ください。)
地方税お支払サイト	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード納付(別途手数料が必要) ・インターネットバンキングによる納付(情報リンク方式) ・ダイレクト納付(口座の事前登録が必要) ・ページ番号を発行した納付(収納機関番号13800「地方税共同機構」を通じた納付)

※次に該当するものは、キャッシュレス納付はできません。

- ・取扱期限を過ぎたもの
- ・スマートフォン決済アプリ等の限度額を超えるもの

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

地方税お支払サイト「スマートフォン決済アプリ一覧」

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application>



【口座振替による納税】

県税のうち、自動車税種別割や個人事業税など制度上可能な全ての税目について、口座振替納税制度をご利用できます。

お申し込みは、上記、*印つき金融機関等の取扱い店舗に備え付けの申込書に必要事項を記載して提出してください。口座番号のわかるものと届出印が必要です。詳しくは、各取扱い店舗にご確認ください。

口座振替の登録後、口座振替の開始時期等を示した「石川県税口座振替登録についてのお知らせ」を送付します。自動車税種別割については、原則として2月末までに申し込みされると、次回(翌年度)の定期賦課分から口座振替になります。

県税豆知識 その3

県税を納める方法について

- ・申告納付: 納税者が納税すべき税額を自分で計算し、申告して納税する方法
- ・申告納入: 経営者などが県に代わって税金を受け取り、申告して納税する方法
- ・普通徴収: 県から送られる納税通知書により納税する方法
- ・特別徴収: 給与支払者など税金の徴収に便宜を有する者が、県に代わって税金を受け取り納税する方法
- ・証紙徴収: 県で発行する証紙を申告書等に貼って納税する方法